

独立行政法人放射線医学総合研究所役員退職手当支給規程

平成13年4月1日

13規程第10号

最終改正 平成21年3月30日

21規程第24号

(総則)

第1条 独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という）の役員（非常勤を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給するものとする。ただし、役員が、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第2項第2号に規定する事由により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべき金額を控除し、その控除後の額を通貨で直接その者に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に文部科学省独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第5条及び第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、同一の役職若しくは異なる役職ごとの任期（以下「役職別期間」という。）1月につき、それぞれの役職別期間の最後の日における俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間等の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第3条第1項ただし書きの適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。
- 3 国家公務員（研究所の職員であり、かつ、国家公務員への復帰を前提としない者を除く。以下この項において同じ。）が、任免権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合における役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項に該当する役員が退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、当該退職した日に国家公務員に復帰し、国家公務員として退職したと仮定した場合の第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし、同法の規程を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における俸給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
  - (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。
- 3 この規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 役員を故意に死亡させた者
  - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の返納等)

第8条 退職手当の返納等の取扱いについては、独立行政法人放射線医学総合研究所定年制職員等退職手当規程の規定を準用する。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月4日 14規程第32号）

この規程は、平成14年6月4日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年8月7日 15規程第28号）

この規程は、平成15年8月7日から施行し、平成15年6月15日から適用する。

附 則（平成16年1月20日 16規程第2号）

- 1 この規程は、平成16年1月20日から施行し、平成16年1月1日から適用する。
- 2 平成16年1月1日（以下「適用日」という。）の前日に現に在職する役員が、適用日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額の合計額とする。
  - (1) 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に在職した役員の退職手当額は、平成14年3月31日における俸給月額に、当該期間の在職期間1月につき100分の27から100分の36の範囲内で、その在職期間における委員会の研究所に対する業績評価の結果を勘案した業績割合（以下「業績割合」という。）を乗じて得た額。
  - (2) 平成14年4月1日から適用日の前日までの間に在職した役員の退職手当額は、適用日の前日における俸給月額に、当該期間の在職期間1月につき100分の20から100分の28の範囲内で、業績割合を乗じて得た額（当該期間中に第5条の規定により引き続き在職したものと見なされた者においては、役職別期間の最後の日及び適用日の前日における俸給月額に、平成14年4月1日から適用日の前日までのそれぞれの役職別期間ごとの在職期間1月につき100分の20から100分の28の範囲内で、当該業績割合を乗じて得た額の合計額。）。
  - (3) 適用日以降に在職した役員の退職手当額は、第3条の規定により算出した額。
- 3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の合計月数が第4条第1項の規定により計算した  
在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から、当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは後の在職期間の月数から同様に1月を減ずるものとする。

附 則（平成21年1月23日 21規程第2号）

- 1 この規程は、平成21年1月23日から施行する。
- 2 独立行政法人放射線医学総合研究所役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）附則（18規程第87号）第3条の規定による俸給を支給される役員に関する本規程第3条の規定について、第3条ただし書き中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と附則（18規程第87号）第3条の規定による俸給の額との合計額」とする。ただし、本条は平成18年3月31日から平成18年4月1日を超えて引き続き任期を有した役員で、かつ平成17年4月1日から平成19年3月31日までの在職期間に関する退職手当の計算に限り適用する。

附 則（平成21年3月30日 21規程第24号）  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。